

峡東地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時：平成19年5月18日（金） 午前9時30分～10時15分

場 所：山梨県東山梨合同庁舎1階 101会議室

出席者： 委員

笛吹市長	荻野正直（会長・議長）
甲州市長	田邊篤（副会長）
山梨市長	中村照人
甲府市長	宮島雅展
峡東林務環境事務所長	苗村仁
森林環境部環境整備課長	樋口雅行
山梨県環境整備事業団事務局長	森沢敬
県・事業団	
森林環境部長	今村修
森林環境部理事	入倉基公
峡東林務環境事務所次長	藤原政元
山梨県環境整備事業団副理事長	花野孝
山梨県環境整備事業団専務理事	細田久

配付資料： 峡東地区最終処分場整備検討委員会次第

資料1 峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱（案）

上寺尾区の応募に係る経緯と応募の内容について

資料2 候補地の選定プロセス

資料3 適地基準に基づく適地調査

概況調査について

（会長あいさつ）

本日は、皆様、大変お忙しいところをお集まり頂きありがとうございます。

峡東地区最終処分場の検討委員会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の整備検討委員会は、笛吹市境川町上寺尾区から、公共関与による最終処分場の公募に対し応募があったことから、開催することになりました。これまでの経過について、地元市長として、簡単にお話しさせていただきます。

まず、境川町上寺尾区のお応募の土地は、昔は桑園で、近年は主に果樹や野菜

が栽培されていますが、農業従事者の高齢化などにより、農地が荒れ始め、現在、地域の人たちはイノシシの被害にあうなど、大変な苦勞をしています。

それで、何とかこの地区を開発したいということで、応募を頂いた訳です。

今回の応募のあった土地を有効に活用し、中寺尾区、間門区を含めた寺尾地区の開発に繋げていきたいというのが住民の要望であり、広域のごみ処理施設や最終処分場を含めた開発という苦渋の選択をしたところです。

さて、2月8日に上寺尾区の代表者から最終処分場の応募書を受け取った訳ですが、笛吹市としては、議会の調整や必要な手続きなどを経た上で、3月27日に横内知事に応募書を提出したところです。

皆さんご承知のとおり、最終処分場の確保は、我々にとって喫緊の課題であり、また一方、最終処分場は近隣で日常生活を営む住民には、安心・安全な施設であることが必要となっています。委員の皆様方には、それぞれの視点から、最終処分場の候補地として検討をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(部長あいさつ)

峡東地区最終処分場整備検討委員会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、それぞれのお役職で大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

さて、本県における最終処分場の状況については、ご承知のとおり、大半を県外に依存している状況です。

現在、明野の処分場については、建設を急いでいる状況ですが、次期処分場の建設についても、県としては、必要な検討を進めていかなければならないと考えています。

これまで、公共関与による最終処分場建設地の公募を行ってきたところですが、過日、笛吹市長さんから知事に対し、本県第1号となる応募書の提出を頂いたところです。

今回の応募に対しては、市長さんを始めとし、地元の上寺尾区の関係者の方々、住民の皆様に対して、まず深く感謝し敬意を表したいと思います。

最終処分場は、県民の生活環境の保全や経済活動の発展のため、是非、必要な施設です。

委員の皆様におかれては、闊達な議論を頂く中で、検討を進めて頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

(議長)

それでは、本日の議事に入りますが、会長が議長を務めるということなので、しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。皆様のご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議題1の「峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(環境整備課長)

議題1の「峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱(案)」について説明します。

資料1をご覧ください。

今回の改正は、事務局の名称変更と、整備検討委員会及び同幹事会の構成員の改正です。

3ページをお願いします。

まず、事務局について、県の組織改編に伴い、当委員会の事務局を峡東林務環境事務所としたものです。

次に、4ページをご覧ください。市町村合併や、県の組織改編により、整備検討委員会及び同幹事会の構成員の見直しを行ったものです。

また、今回の整備検討委員会においては、応募のあった笛吹市境川町上寺尾区内での最終処分場の設置についてご検討頂きますが、4市の一部事務組合で進めている広域のごみ処理施設の建設と一体の整備ということで、今回の案件に限り、甲府市長さんにも構成員として検討に加わって頂きたいと思えます。

ご了解頂けましたら、要綱を改正し、本日より適用したいと思えます。

(議長)

事務局から、組織変更等による見直し、並びに甲府市を限定的に本件に加えるという説明がありました。

只今の説明に、何かご意見、ご質問がありましたら伺います。

(委員)

異議なし

(議長)

異議なしということですから、ご了承頂いたこととします。

それでは、議題 2 に入る前に、「上寺尾区の応募に係る経緯と応募の内容」について、事務局から説明をお願いします。

(環境整備課長)

「上寺尾区の応募に係る経緯と応募の内容」につきまして、説明します。

まず、応募に係る経緯ですが、平成 17 年 4 月 8 日に、笛吹市境川町上寺尾区の開発について、上寺尾区から県に陳情がありました。

平成 18 年 3 月 29 日には、甲府、山梨、笛吹、甲州の 4 市長から、最終処分場建設について、県に対し要望書の提出がありました。

こうした状況を踏まえ、県及び環境整備事業団では、最終処分場についての地元の理解を深めて頂くため、上寺尾区、地権者等に対し説明会を開催するとともに、11 月には、新潟県の「エコパークいずもざき」への先進地視察も実施したところです。

こうした中、12 月に、上寺尾区が実施した公共関与による最終処分場に関するアンケート調査では、90%の賛成がありました。

このような経過を踏まえ、平成 19 年 2 月 8 日に上寺尾区から笛吹市に最終処分場の応募書の提出があり、3 月 27 日には、笛吹市から県に応募書の提出を頂いたところです。

応募の内容については、上寺尾区から提出のありました応募書を資料に載せてありますのでご覧ください。

報告は以上です。

(議長)

只今、応募に係る報告がありました。

それでは、引き続き、事務局より、議題 2 の「候補地の選定プロセス」についての説明をお願いします。

(環境整備課長)

「候補地の選定プロセス」について説明します。資料 2 をご覧ください。

この表は、最終処分場の建設に至る手順を説明したものです。

整備検討委員会による候補地選定の具体的手順としては、まず、1 の「候補地選定方針の確認」をして頂き、その方針に基づき、2 の「候補地の調査」を行います。この調査を踏まえる中で、より詳細な調査を実施するなど、3 の「候補地の検討」を行い、最終的な建設候補地としての適否の判断をして頂くこととなります。

今回については、先ほどご報告したとおり、上寺尾区より応募がありましたので、候補地の検討をお願いする訳ですが、まず、1の「候補地選定方針の確認」として、整備する処分場の内容と最終処分場の適地基準について、説明します。確認をお願いします。

それでは、資料の2ページの別紙1「整備する最終処分場について」説明します。

県においては、平成17年度に策定した廃棄物総合計画において、循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分に関する施策を総合的、かつ計画的に推進しているところです。しかし、ゴミゼロ社会を目指しても、なお最終処分しなければならない廃棄物が必ず残るのが現状です。最終的に残る廃棄物を適正に処理するため、廃棄物最終処分場は、必要不可欠な施設であると考えています。整備する最終処分場としては、公共関与による安全性に十分配慮した管理型の最終処分場を整備していきたいと考えています。

埋め立て廃棄物については、焼却灰を含めた一般廃棄物3品目と、産業廃棄物14品目を考えています。

埋め立て期間については15年以上、埋立容量については、60万立米以上を考えています。

続いて、3ページの別紙2「廃棄物最終処分場の適地基準」について説明します。

適地基準とは、最終処分場として整備する上で、法律や県・市町村条例等により規制がある地域か、県・市町村の計画や、災害防止上の観点等から排除すべき地域かどうかについて、判断するための基準であり、第1次スクリーニングについては、法律等によって規制がある地域であっても、指定の解除が可能な場合は、候補地として選定対象とします。

第2次スクリーニングについては、明野処分場において検討に用いた数値基準を適用し、基準を明確にすることとしました。

以上で説明を終わりますが、このプロセスにより、最終処分場についての検討を進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(議長)

只今、説明のありましたプロセスに基づき、最終処分場の検討を進めていきたいという説明でしたが、如何でしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

異議なしということなので、この手順を進めていくことで了承します。

続きまして、議題3の「適地基準に基づく適地調査」について、事務局から説明をお願いします。

(事業団事務局長)

事業団が実施しました適地基準に基づく調査について説明します。

まず、この調査の手順についてですが、先ほど環境整備課長より説明のあった、適地基準に基づいて、第1次スクリーニングとして、法令等により規制されている地域であるかについて調査し、次に第2次スクリーニングとして、法令以外に配慮すべき地域であるかについて調査するという、2段階のスクリーニング、言い換えると、2回ふるいにかける調査をしました。

まず、第1次スクリーニングは、自然環境、生活環境の保全、災害防止の観点から、法律や条例で、候補地内に指定されている地域があるかどうかを、地理情報システムを使って調べました。地理情報システムは、文字や数字、画像などを地図と結びつけコンピューター上に再現し、様々な情報を統合したり、分析したりすることができるシステムです。

それでは、資料3の2ページをご覧ください。

2ページの地図の中心の右下の黒く線で囲まれたところが応募地です。

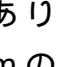
第1次スクリーニングの結果では、河川法の関係で、候補地の上に、青い線で示した一級河川の蟹沢川があります。この部分に川が通っていると不都合ですので、これを地図では下側に付け替える必要があります。県治水課との協議では、河川については付け替えが可能ということでした。指定の解除が可能な場合は検討に加えることとなっていますので、検討結果については、とさせて頂きました。他に法令による規制等の地域はありませんでした。よって、第1次スクリーニングの結果は、となっています。

次に、2次スクリーニングの法令以外に配慮すべき点について説明します。

配慮する内容としては、資料3の1ページにあります。

希少野生動植物の保護、水道水源との位置関係、放流先の状況、集落との位置関係、活断層からの距離、県・市町村などの計画、埋蔵文化財、土地利用の状況、道路アクセスなどです。

まず、数値基準が決められているものについて説明します。

水道水源については、3ページをご覧ください。地図の右上に赤い  があります。ここが境川簡易水道藤袋水源です。この藤袋水源を中心に半径1kmの

円を描きました。この水源から、処分場まで約1.5km離れているという結果です。

次に活断層については、地図の左上に、赤い線を引いてあります。2つ活断層が通っているということです。1つは確実な活断層で、曾根丘陵活断層です。ここまで処分場から約1.5km離れています。そして、もう一つの斜めの点線は、不確かな活断層で、これについても600m離れております。

次に道路アクセスについては、畑総の幹線道路、地図では処分場応募地の上に黒い細い線が通っていますが、これが畑総の幹線道路です。ここまで約500mです。

また、施設に必要な面積については、約8ヘクタールが確保可能であります。

次に、数値基準はありませんが、配慮すべき内容として、希少野生動植物については、文献調査では現況判断できないため、今後実施する概況調査などで詳しく調べていきたいと考えています。

放流先の状況については、峡東流域下水道へ放流が可能で、下水道放流とした場合、下流への影響はないと思います。

次に集落との位置関係については、別当という地区まで約200m。上寺尾という地区まで直線で約500m離れています。

アクセス道路が集落を通過する区域は除外することとなっておりますので、集落を通過しない搬入道路を新設する必要があります。

次に、県・市町村等の計画については、隣接地に、甲府・峡東地域のごみ処理場などの計画があります。

埋蔵文化財については地図の、最終処分場の応募地内に赤い網掛けが3つあります。左から馬場遺跡、前付遺跡、大祥寺跡となります。左から2つの遺跡については、縄文・弥生・古墳時代、また、一番右側の大祥寺跡につきましては、平安期の遺跡と聞いています。

次に、土地利用の状況の内、既存の施設や、施設計画があるという地域は、前に説明しました県・市町村等の計画に同じであります。

集団的な優良農地、農振農用地につきましては、最終処分場応募地内の黄色く見えるところが、農振農用地です。農振農用地が応募地内に広がっていますが、農振除外、農地転用は可能と考えております。

調査結果については以上であり、適地基準に適合しておりましたので、資料3のとおり、適合としました。

なお、適地基準と現況に乖離がないか、現地の確認も実施しましたが、調査結果と大きな差異はありませんでした。

以上で、説明を終わります。

(議長)

適地基準に基づき実施した調査状況の説明がありました。
この説明に関し、何かご意見、ご質問がありますか。

(委員)

希少野生動植物は既存文献等による調査では、明確に判明しないため、詳細については概況調査時に行うとの説明ですが、現地で目視した状況で、希少と言われる鳥が飛んでいたりはしませんでしたか。

(事業団事務局長)

そういう確認はできませんでした。専門家でないと鳥の区別は難しいです。また、植物についても、専門家でないと難しいです。判断については専門家にお願いするしかないと思います。

(議長)

概況調査の中で詳しく調べないと、分からないということによいですね。
他に何かありますか。

ないようですから、適地基準に基づく適地調査については了承することによるしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、適地調査については了承することとします。
次に、議題4「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(環境整備課長)

適地調査結果について、ご了承頂きましたので、「概況調査」について提案します。

<事務局により資料の配付>

それでは、概況調査について説明します。

この調査は、応募のあった土地の地質や環境等を調査するものであり、整備検討委員会での検討の基礎資料となります。

県が専門のコンサルタントに委託して実施するもので、調査期間は、概ね3ヶ月を予定しています。

調査は、地質調査、環境調査、施設概略検討の3点について、文献調査や現地踏査を実施します。

施設概略検討は、土地利用規制に関する文献調査をした後、現地踏査し、処分場のイメージスケッチを作成するまでが、その内容となっています。調査結果については、最終処分場の概況調査報告書という冊子に編集され、委員の皆様の検討資料となります。

概況調査の説明については、以上です。

(議長)

概況調査についての説明がありました。何かご意見、ご質問がありますか。

(委員)

概況調査等は、最終処分場だけでなく、隣の間処理施設の方も含めて実施した方が安上がりという話もありますが、その点はどうか。

(議長)

概況調査について、4市が行う間処理施設も含めて実施することができますか。

(環境整備課長)

今回の概況調査については、最終処分場として、その適否を判断するための調査であり、最終処分場の区域についての調査となります。

(委員)

調査の内容は多少違うかも知れませんが、同じような内容の調査をすると思います。共同して実施する検討をして頂きたい。その結果、生じる費用については応分の負担を考えます。

(森林環境部長)

今回については、最終処分場の基本的な調査であり、整備検討委員会のための資料となるため、こういう提案をしています。

建設地として決定した場合には、必要な調査があれば、同じエリアなので共同で実施することは当然可能であると考えています。

(議長)

只今の件は、4市長の意見が一致していますので、今後、検討をお願いします。他にありませんか。

(委員)

いずれにしても最終処分場と4市のごみ処理施設が同じ地域で事業をするので、調査だけでなく、他でも連携をとって行って欲しいと思います。

こういう提案は、県側からあっても良いのではないかと思います。

(森林環境部長)

できるだけ協調関係の中で進めていきたいと思っています。

(議長)

それでは4市の間処理施設、並びに県の最終処分場については、同一步調で進めていくということで、よろしくお願いします。

他に何かご意見、ご質問はありますか。

ないようなので、概況調査を実施することとしてよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

異議なしということなので、事務局において概況調査の実施をお願いします。

事務局で他に何かありますか。

(環境整備課長)

「整備検討委員会の今後のスケジュール」について説明します。

次回の整備検討委員会では、概況調査の結果を基に最終処分場の候補地としての検討を行って頂きます。

概況調査に概ね3ヶ月程度かかるので、次回の整備検討委員会は9月頃開催したいと考えています。

(議長)

「整備検討委員会の今後のスケジュール」について説明がありました。

次回の検討委員会の開催は、概況調査の結果を待って9月頃に開催することとします。

他に何かありますか。

それでは、本日の議題についてすべて承認したので、本日の会議を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上